

令和8年6月定例会 代表質問 上田井良二議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「最近の新しい施策等について」

○上田井良二 改めまして、皆様おはようございます。

香芝市議会公明党、上田井良二、代表質問をさせていただきます。

大きな要点といたしまして、最近、特にこの4月より新たな施策等が行われました。それらを見計らったようにゴールデンウィークに大雨の警報と、また地震等も、この間も、昨日ですかね、震度2の地震がございました、非常に揺れたら怖いんですけども。

それに対しまして、まず1点目の質問、同報系防災行政無線についてお聞きしたいと思います。

4月1日からこれ運用されましたけれども、**同報系防災行政無線の目的は何か**をお聞きしまして、壇上での質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○危機管理監兼都市創造部理事 **同報系防災行政無線の使用目的でございますが、地震や風水害の発生に関する情報や国民保護情報の発表、避難指示の発令等を住民等に対して迅速に伝達するほか、防犯及び防火の注意喚起をはじめとする行政情報の放送に使用するものでございます。**

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、同じような質問になるんですけど、同報系防災行政無線の必要性は何か、お答えいただけますか。

○危機管理監兼都市創造部理事 過去の大規模災害における避難情報入手方法に関する調査におきまして、テレビやラジオ、携帯電話などよりも防災行政無線により入手した人の割合が圧倒的に多かったことが分かってございまして、同報系防災行政無線は屋外スピーカー及び内臓バッテリー等の設備、専用の無線回線により運用するため、停電時や回線混雑時におきましても放送が可能であり、災害発生時における基本的な情報伝達手段でございます。

また、災害発生時だけでなく、大規模災害が発生した後や長期間の停電時等における救助や避難生活支援の段階におきましても効果を発揮し、停電や回線の混雑によりテレビやラジオ、携帯電話などが使用できない状況でございまして、人々が同じ空間で同時に同じ音声を聞きながら情報を共有することができるため、防災上も有意義で効果が高いものであると考えてございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、実際にこの無線でどのような内容を放送するのか、お答えいただけますか。

○危機管理監兼都市創造部理事 具体的な放送の事項といたしましては、国民保護情報、緊急地震速報、特別警報等の防災気象情報、避難情報、並びに防犯及び防火の注意喚起を含めた行政情報などの放送を実施してございます。

また、災害発生に備えまして、通信機能を含めた無線局の設備の動作確認と防犯を目的とした子供たちの帰宅を促す時報を兼ねまして、毎日1回、午後5時に定時放送として夕焼け小焼けのメロディーを流してございます。この定時放送につきましては、スピーカーの向きや音量等にも考慮しながら運用してございますが、小学校低学年や幼児など時計の読めない子供たちに対しても帰宅を促す役割も果たしているとのことで、教育関係者や保護者の方からも評価をいただいております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

では、放送するときのサイレンのパターンなんかは、どのような感じがあるんですか。それをお答えいただけますか。

○危機管理監兼都市創造部理事 サイレンパターンでございますが、まず国民保護情報に関する事項につきましては、有事サイレンとして14秒間のサイレンを吹鳴させます。また、震度6弱以上の震度速報及び警戒レベル5相当の防災気象情報や避難情報につきましては、10秒間のサイレンを5秒間の休止を挟みまして2回吹鳴させ、震度5強の震度速報及び警戒レベル4相当の防災気象情報や避難情報等につきましては、10秒間のサイレンを1回吹鳴させます。次に、震度5弱の地震及び警戒レベル3相当の防災気象情報や避難情報につきましては、5秒間のサイレンを3秒間の休止を挟んで3回吹鳴させます。その他の行政情報などは、上り4音のチャイムを吹鳴させます。

なお、いずれの場合でありましても、放送の終了時には下り4音のチャイムを吹鳴させます。

以上でございます。

○上田井良二 聞いただけではなかなか覚えにくい、覚えてられない。市民の方にはちょっと分かりにくいかなというふうにも思いますけれども、今回も当然放送されたときに、私のLINEのほうに入ってきたのが2通りあります。葛城市のやつは聞こえたけども、香芝市は鳴らしたのかと。いや、鳴らしてましたよとか、いや、聞こえなかった、聞こえたというLINEがたくさん入ってきました。

この屋内について、聞こえにくいときはどうすればいいのか、そのあたりお答えいただけますか。

○危機管理監兼都市創造部理事 同報系防災行政無線を使用して放送した内容が屋内にいるときなどは聞こえにくい場合もございますが、放送内容は原則として本市の公式ホーム

ページに掲載しているほか、状況により緊急速報メールやSNS等の複数の手段を用いて伝達すべき内容を発信してございまして、いずれかから情報を入手いただくようお願いいたします。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

せんだっての地震のときでしたかね、事務局のほうからLINEでいただきました。放送を聞き逃したときについて、ホームページとかに書いてあったんですけども、それを聞き逃した場合の対応をもう少し詳しく教えていただけますか。

○危機管理監兼都市創造部理事 同報系防災行政無線を使用して放送した内容につきましては、専用電話番号に架電することによって再度お聞きしていただくことができます。また、本市の公式ホームページにおきましても放送内容を掲載しているため、そちらのほうで確認していただくこともできるものでございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、2つ、この5月上旬にございました。

まず1点目、5月上旬の地震、これについてどのような内容の放送がされたのか、お聞かせください。

○危機管理監兼都市創造部理事 令和8年5月2日18時28分頃に発生した地震に際しましては、全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALERTとの連動による本市の同報系防災行政無線の自動起動によって放送したものでございます。

奈良県を震源とする震度4の地震が発生したことから、緊急地震速報といたしまして、緊急地震速報のチャイム、「緊急地震速報。大地震です、大地震です」を3度、識別番号である「こちらは、防災香芝市です」、そして最後に下り4音のチャイムの順で放送を行ったものでございます。

さらに、香芝市の実際の震度は3でございましたが、緊急地震速報に続いて震度速報といたしまして、上り4音チャイム、「こちらは、防災香芝市です。震度4の地震が発生しました。火の始末をしてください。テレビ・ラジオをつけ落ち着いて行動してください」を3度、最後に下り4チャイムの順で放送を行ったものでございます。

なお、震度速報等における言語情報の放送内容につきましては、国の防災気象情報の見直しに併せまして、令和8年5月29日に香芝市同報系防災行政無線の管理運用要領を策定し、一層の工夫を加えて定めてございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

J-ALERTがどういう形で基準となって流れたのか。当然役所にはどなたもおられない。自動的に流れるようになってるというのが分かりましたけれども、それでは3日の洪水警報について、どのような内容が放送されたのか、教えていただけますか。

○危機管理監兼都市創造部理事 地震の発生の際と同様、全国瞬時警報システム、いわゆる J－A L E R T との連動による本市の同報系防災行政無線の自動起動によって放送したものでございます。

令和 8 年 5 月 3 日 14 時頃から同月 4 日 5 時頃までに降った大雨により、本市に洪水警報が発表されたことから、5 秒間のサイレンを 3 秒間の休止を挟んで 3 回吹鳴し、「こちらは、防災香芝市です。当地域に洪水警報が発表されました。今後の気象情報に注意してください」を 3 度放送し、「こちらは、防災香芝市です」、最後に下り 4 音チャイムの順で放送を行ったものでございます。

なお、これらと同時に X や L I N E でも同様の内容を配信してございまして、その内容につきましては、原則として J－A L E R T の標準的な内容をそのまま放送する運用としてございますが、災害発生時取るべき行動をより分かりやすく伝えられるように、先ほども申し述べましたが、国の防災気象情報の見直しに併せまして、令和 8 年 5 月 29 日に香芝市同報系防災行政無線の管理運用要領を策定し、一層の工夫を加えて定めている状況でございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

この 4 月から実施されたんですけども、その定時放送を除いて、これまで何か放送されたものはございますでしょうか。

○危機管理監兼都市創造部理事 その他の放送といたしましては、春の交通安全県民運動の実施に併せまして、令和 8 年 4 月 6 日、同月 9 日及び同月 13 日に本市及び香芝警察署から交通安全の啓発に係る放送を行ってございます。

また、奈良県広域水道企業団からの依頼により、同月 11 日に節水への協力依頼に係る放送を行ってございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

それは、聞いたことなかったんで、そうですか。ありがとうございます。

それでは、定時放送を含めて、今回何件か放送されましたけども、市民の皆様の反応はどのようなものがあつたのでしょうか。教えてください。

○危機管理監兼都市創造部理事 定時放送につきましては、先ほども申し述べましたが、スピーカーの向きや音量等にも配慮しながら運用してございまして、小学校低学年や幼児などの時計の読めない子供たちに対しまして、帰宅を促す役割も果たしてるというところで、教育関係者や保護者の方からも評価をいただいているということと、あとは近隣自治体で実施されていたが本市におきましては実施されていなかったところが改善され、運用されているということについては、好評のご意見も多数いただいております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

今回、サイレン等もありましたし、それで警報に関する中身も変わってきました。結局、市民の皆さんが、例えば放送されても、実際自分がどういう行動を取ればいいのかっていうのがまだまだ分かっておられない市民の方はたくさんおられるんじゃないかなと思うんです。

ですから、今回の警報の発表の仕方が自分がどういうふうな行動を取るんだということをもう少しこの無線も設置したことから、市民の皆様、こういうときはこういう放送をして、こういう行動を取ってくださいというようなことをしっかりともう少しPRをしていただきたいと思いますので、そのあたり、それをまた考えて、管理監、よろしく願いしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に行かせていただきます。

二上駅前公園等のトイレの整備計画等についてなんですけれども、JR香芝駅改修エレベーター設置のときに、表に新しいトイレができました。非常にいいと、好評であると、ありがたいというふうに、きれいで使いやすいというご意見もいただきました。それも含めまして、今回香芝市内の駅、また公園にまだまだトイレを設置してほしいというお声もたくさんいただいております。

そこで、香芝市内のまず鉄道駅の公衆用トイレ、これの設置状況はどのようなものでしょうか。教えていただけますか。

○都市創造部次長 本市には8つの鉄道駅がございまして、近鉄大阪線下田駅、並びにJR和歌山線志都美駅、香芝駅及び五位堂駅に公衆用トイレを設置しております。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、設置されていない鉄道駅は当然あると思うんですけれども、公衆用トイレが設置されていない鉄道駅に設置の予定はあるのでしょうか。

○都市創造部次長 近鉄大阪線五位堂駅南側は、近鉄大阪線五位堂駅南側駅前広場整備基本構想に基づき、現在基本設計を実施しております。公共的サービス施設の一つとして公衆用トイレの設置を検討してるところでございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、5月24日に二上駅前で開催されました二上エキマエマルシェ、これについてまず参加人数をお聞きしたいと思います。

○市民環境部長 目視による確認及び売上金額による推計値ではございますが、令和8年5月24日に開催いたしました二上エキマエマルシェの参加人数は約2,800人であり、令和7年12月14日に開催いたしました前回の2,300人を大幅に上回る結果となり、大きなにぎわいが、状況でございました。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

エキマエマルシェが開催されましたけども、それは1日か2日で終わるんですけども、それ以外、公園で遊ばれる子供さん、またご高齢、お孫さんを連れていかれるときに、トイレ

がないんでトイレをつけてほしいと、設置してほしいというお声もたくさんいただきました。この開催したエキマエマルシェのときのトイレの対応はどのようにされたんでしょうか。

○市民環境部長 トイレの対応におきましては、近鉄大阪線二上駅構内のトイレ、同駅周辺の店舗内のトイレにつきまして、関係者のご協力をいただいたほか、この機会を利用して防災意識の向上を図るために、令和7年度に調達いたしましたトイレカーも活用いたしました状況でございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

トイレカーを購入されたというふうに、軽ですかね、小さいやつを購入されたとお聞きしましたけども、今後もそういう形で市民へのPRも兼ねてやっていただけたらなというふうに思います。

それでは、二上エキマエマルシェにおいて利用できたトイレは何か所か、お答えいただけますか。

○市民環境部長 利用できましたトイレは、7か所でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

利用できた7か所があるというんですけど、そのうちバリアフリーの対応のトイレは何か所あったんでしょうか。

○市民環境部長 バリアフリー対応のトイレは、近鉄大阪線二上駅構内のトイレ1か所でございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

トイレの設置を希望されてる市民の方、たくさんおられると先ほどお話しさせていただきましたけれども、このエキマエマルシェを開催した際のトイレに対する意見や要望は何かございませんでしたでしょうか。

○市民環境部長 トイレカーの設置につきましては、大変好評でございました。その中で、災害時に備え、トイレカーの配備をしていただいたことを初めて知りました、安心いたしましたといったご意見をいただきました。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そういうエキマエマルシェ等が開催されるときには、こちらからお声がけをして、例えば駅とか周辺のお店にお話できますけれども、何もないとき、二上駅前の新しくできた公園以外にも、例えばすみれ野の線路沿いのところの公園も新しくできましたし、近鉄下田駅の北側の公園は屋外にトイレはあるんですけれども、あそこがあるがゆえにほかの公園についてトイレがないというふうに、何件か私もお聞きしましたけども、お孫さんを連れた高齢者の方が非常に困られてるというようなお声もあります。設備に対しては、また予算等も立てな

くちやいけないでしょうけれども、それに併せまして、先ほど防災無線でありました5時になったら鳴るということで、これもお子さんをお持ちの方からしたら、あれが非常にありがたい、その防災無線が鳴る前は時計を設置してほしい、おトイレと時計を設置してほしいという声もたくさんいただきました。

今後、新しく公園を造る場合でも、そういう利便性を考慮した考えをいただいて、おトイレを、やはり災害のときにも私が言いましたように、経験した中でやはり一番困るのがおトイレなんですよ。表に行ったときに、回数も増えるでしょうし、そのあたり、しっかりとまた市民の皆さんの声を取っていただいて、トイレの設置をまたよろしくお願ひしたいと思います。これは、要望だけにしときます。

それでは、3番目、バニラV i s aギフトカードについてでございます。

これも、以前たしかやられたと思います。残高が分かりにくくて非常に不評であったこのV i s aギフトカード、今回も物価高対策として実施していただきましたけれども、現在の状況についてお聞かせください。

○総務部長 失礼いたします。物価高騰の影響を受ける市民の皆様への支援といたしまして、令和8年5月7日から各世帯に物価高騰対策重点支援ギフトカードを支給いたしました。

支援状況といたしましては、同月31日時点で支給対象世帯の97.5%に相当する約3万2,700世帯に対して支給が完了してございます。

また、専用のコールセンターを開設し、使用方法等の問合せに対応しているところでございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

私のところも届きましたけども、最初、当初1人5,000円とお聞きしましたけども、実際の金額はたしか8,000円だと思うんですけど、そのあたりは幾らなのか。また、有効期限はどうなのか。どこで使えるのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○総務部長 ギフトカードの金額といたしましては、1人当たり8,000円、今おっしゃられた8,000円でありまして、使用期限は令和8年10月31日まででございます。また、利用できる店舗等につきましては、全国のV i s a加盟店やオンラインショップで幅広く利用できるものでございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

それは、配布を順次されましたけれども、市民の皆さんに周知はどのようにされたのか。また、利用促進のための取組は何かされたんでしょうか。そのあたり教えてください。

○総務部長 市民への周知につきましては、本市の公式ホームページや広報紙、SNS等を活用しております。利用促進のための取組といたしまして、ギフトカードの利用期間中に残高の有効利用を促す案内を段階的に実施しており、さらに香芝市商工会を通じて、市内のV i s a加盟店にギフトカードの利用可能店舗であることを示す貼紙の配布をしております。

す。また、市内ギフトカード可能店舗一覧を本市の公式ホームページで公表しており、一覧にはギフトカードが利用可能と申出のあった事業者を順次掲載しているところがございます。

以上でございます。

○上田井良二　ありがとうございます。

今回、香芝市だけこういうのがあったのではなく、ほかの市町村でもありました。いろんな形でされております。8,000円以上のところがあるというふうにお聞きしたんですけれども、この算定の根拠について簡単に説明していただけますか。

○総務部長　失礼いたします。国の令和7年度補正予算（第1号）で予算化された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施している各自治体の支援事業につきましては、国から示された交付限度額を主な財源として1人当たりの支給額を定めていると考えられますが、交付限度額は各自治体の人口等によって異なるため、支給額が1人当たり8,000円以上の自治体もあれば、8,000円未満の自治体もございます。正確な統計は取ってたわけではございませんが、1人当たり8,000円という本市の数字は、同様の事業を実施しております自治体の中では高いほうであると思われます。

以上でございます。

○上田井良二　ありがとうございます。

今回、物価高の対策で1人8,000円来ますよと市民の方にお話をさせていただいたときに、どういう形で来るんですかと確かに聞かれます。以前に発行されましたバニラカードです、えっと言う方がたくさんおられました。残高の分からんやつをまた使われるんですかと、これもお話もたくさんいただきました。この残高確認はどのようにすればいいのか、お答えください。

○総務部長　失礼いたします。残高確認についてでございます。

ギフトカード発送の際に同封しております利用方法及びよくある質問を記載したチラシに電話やパソコン、スマートフォンを利用することによりまして確認できることを記載しております。

電話の場合につきましては、バニラV i s a専用ダイヤルに電話いただき、ギフトカードに示されたお問合せ用お客様番号を伝えていただくことで残高が確認できます。パソコンやスマートフォンの場合につきましては、URLやQRコードより専用サイトにアクセスいただき、お問合せ用お客様番号を入力することで残高が確認できるものでございます。

以上でございます。

○上田井良二　ありがとうございます。

高齢者の方は、使いやすさはどうかなというふうに思うところではありますが、それらも含めて前回からの改善点は何かありますか。そのあたりお聞かせください。

○総務部長　前回の令和5年度に実施した際には、使いづらさを訴える問合せや使い方が分かりにくいといった問合せがありましたが、ギフトカードによる支援が2回目となる今

回は、市民の方々の理解も深まっているものと考えており、専用のコールセンターへの問合せも前回よりも少なくなっております。また、さきに述べさせていただきましたとおり、使いやすいを考慮して、世帯で1枚のカードとしております。さらに、コールセンターで使用するよくある質問の内容も前回の問合せも踏まえて充実させておりまして、問合せに対して、より迅速で親切な対応ができる体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○上田井良二　ありがとうございます。

カードと言えば非常に聞こえがいいんですけども、やはり周りの商店へ行きますと、大きな店へ行きますと、扉のところにこの券が使えますというのを、何々町が発行されたやつというのを見かけるんですよ。そのたびに、買物に行ったら見かけたんやけど、なぜ香芝は紙でできないの。いや、できるんですけどねというお話をさせていただくんですけども、それは全員じゃないですけども、高齢者の方が一番使いやすいというのは、やはり紙ではないかなというふうに私自身も思いますので、今回改善もしていただきましたけれども、そのあたりのお考えも含めながら、次回また検討していただいて、これ絶対紙にしてくれという意味ではないですよ。より使いやすい形でやっていただけたらなと思いますので、そのあたりも併せ持ってお願いしたいと思います。

それでは、最後の4つ目に行かせていただきます。

今月2日に公明新聞に載っておりました。「自転車の子ども同乗、警察庁、基準見直し検討を開始」ということで、何のこっちゃということなんですけれども、市民の皆様、特にお母さん、朝、子供さんを学校、保育所へ前と後ろに乗せながら、雨の降る日も風の吹く日も大変な思いをして乗せられてるのにつきまして、今回この4月から聞きますと、後ろの座席は小学生は乗せられないということが明記をはっきりされました。当然安全基準もあるようでございます。製品安全協会については、幼児用の座席の使用目安、目安なんですけど、前方は身長100センチ・体重15キロ以下、後部は120センチ・24キロ以下とする。幼児2人乗りの場合は特別な車体設計基準を定めていると。こういう定めがあるからだという話も聞いております。

その中で、今回4月1日から、これも実施されましたけれども、公明党の司議員が国会で質問して訴えております。幼児用座席への子供の同乗を巡っては、公明党の議員が参院予算委員会で、子育て世帯の声をよく聴いて見直しを検討してほしいというふうに働きを求めました。これを受けて、国家公安委員長は5月14日の記者会見で、見直しの可否を検討する考えを表明していたというような新聞記事がございました。これによって、この新聞記事が載せられたわけなんですけれども、今回香芝市におきましても、道路交通法の改正について、4月1日からされましたけれども、自転車の交通反則通告制度は導入されたが、これはどのような交通違反が対象になるか、教えていただけますでしょうか。

○都市創造部次長　携帯電話の使用等（保持）、信号無視、指定場所一時不停止等、無灯火、傘を差しながらの運転やイヤホン等を使用した音楽を聴きながらの運転等が交通違反の対

象となります。

以上でございます。

○上田井良二　ありがとうございます。

交通違反が確認された場合、どのような違反に交通反則通告書が交付されるのか、教えてください。

○都市創造部次長　自転車の交通違反が確認された場合、基本的には指導警告を行うこととされております。

16歳以上の者による交通違反で、その交通違反が交通事故の原因となるような歩行者や他の車両にとって危険性及び迷惑性が高い悪質で危険な違反であった場合、基本検挙されることとなり、交通反則通告書が交付されることとなります。

以上でございます。

○上田井良二　ありがとうございます。

現在、警察のほうでも、先ほど申しました小学生以上の方を乗せられてる場合は、指導のみに抑えるというような話もされておるようでございますけれども、この4月1日以降において実際に奈良県内の自転車の指導警告及び検挙件数はどのようになっているか、分かる範囲で教えていただけますか。

○都市創造部次長　令和8年4月1日から同月30日までの1か月間の指導警告の件数につきましては2,717件です。検挙の件数につきましては53件でございます、そのうち交通反則通告書による処理は24件で、刑事手続による処理は29件でございます。

以上でございます。

○上田井良二　ありがとうございます。

それでは、自転車の交通違反で逮捕されたものはないんでしょうか。お答えください。

○都市創造部次長　逮捕された件数は1件ございまして、酒気帯び運転により人身事故を発生させた事案でございます。

以上でございます。

○上田井良二　ありがとうございます。

以前も何年か前ですかね、子供さんが自転車で坂道を下って行って、高齢者の方ですかね、衝突されて、その衝突された方はお亡くなりになられたという事案もございます。これらも奈良県で実際、これも悪質ですね、酒気帯びで逮捕されたということですが、どのような交通違反が多く検挙されているか、そのあたり分かるようであれば教えていただけますか。

○都市創造部次長　酒気帯び運転が最も多く29件ございまして、次いで携帯電話の使用等が14件でございます。

以上でございます。

○上田井良二　ありがとうございます。

車とあまり変わらないですね。ちょっと飲んだくらいやったらええんやろうということ

で自転車に乗っておられる方は多いんでしょうけども。

そしたら、今酒気帯び運転、また携帯電話使用、これも多いと思うんですけど、その他、どのような交通違反が検挙されているか、教えていただけますか。

○都市創造部次長 指定場所一時不停止等が4件、自転車制動装置不良、信号無視及び通行禁止違反が各2件、遮断踏切の立入りが1件でございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

それでは、これまで4月1日から今6月に入りましたけれども、市民の皆さんに対してこれまでどのような周知や啓発を行ってきたのか、そのあたりを教えてください。

○都市創造部次長 交通反則通告制度につきましては、交通規制に関することであるため、基本的には国家公安委員会や警察庁、都道府県公安委員会、都道府県警察により周知されるべきものと思料いたしますが、市民の生活に身近な事項であることから、本市としましても出前講座やホームページへの掲載による周知のほか、市営自転車駐輪場の利用を申し込む機会を活用するなどして周知に努めておるところでございます。

自治会等からの要望によりまして、出前講座を4回実施し、また春の全国交通安全運動の期間である4月6日から15日までの間、同報系防災行政無線による交通安全の啓発に係る放送を3回実施いたしました。

さらに、香芝警察署と連携し、近鉄大阪線、近鉄下田駅及び五位堂駅においてチラシ及び啓発物品を配布し、香芝市スポーツ公園プールや香芝市総合福祉センターにおいて制度に関する講話を開催するなど周知を行ってるところでございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

今回、質問を4点させていただきましたけれども、いろんな形で市民の皆様へどれだけ、市の行政、サービスも含めて、どのような形で市がやってるんかというのを市民の皆様にどれだけご理解いただける方法、私は以前より話をさせていただいております。しっかりと、先ほどもありました防災に対しまして、警報に対してどのように動いていくんだと。一分一秒を争う場合もあります。放送を聞いてから動くのではなしに、それ以前の形でもどういふうな対処を取っていくんだということも含めて、市民の皆さんに聞かせていただきたいと思います。

今日は質問しませんでしたけども、先ほどありましたタクシー500円出せば2,500円分もらえる、ご高齢の方には本当に、奈良県のやってることなんですけれども、今後もしっかりと使えるようにということで、1回聞いただけでは分からない。確かに小学校のほうでも指導していただいているようなんですけれども、自治会の公民館、これももっと利用していただいて、一定期間だけじゃなしに、やはり実際に使うときに分からないという高齢者の方はたくさんおられますので、その方たちのために、これで小学校でやったから終わりやではなしに、1年ないし2年ぐらいを私はやっていただきたいなと思いますので、そのあたり要望を

いたしまして、今回の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。